

第 8 章 環境保全措置

第8章 環境保全措置

本事業における環境保全措置は、表8-1(1)～(6)に示すとおりである。

表8-1(1) 環境保全措置

項目	環境保全措置
大気質	<p>工事の実施</p> <p>①造成等の施工による一時的な影響による粉じんの影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両にはシートカバーを使用し、出入口でタイヤに付着した泥土の洗浄を行う等、粉じんの飛散防止対策を講じる。 ・ 粉じんの発生が想定される場合には、散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散防止対策を講じる。 ・ 朝礼及び新規入場者教育等における教育の中で、環境保全措置の内容を工事関係者に周知する。 <p>②工事用資材等の搬出入による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両は、最新の規制適合車の使用に努める。 ・ 工事用車両の運行が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化に努める。 ・ 工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、計画的な運行により影響の低減を図る。 ・ アイドリングストップを周知・徹底するため、工事区域内に看板等を設置し、運転者への注意喚起を行う。 ・ 今後の工事計画の詳細検討において可能な限り工事用車両の台数を削減するよう努める。 ・ 適切な工程管理を行い、万が一、問題が発生した場合には関係者と協議のうえ、適切な対策等を検討・実施する。 ・ 朝礼及び新規入場者教育等における教育の中で、環境保全措置の内容を工事関係者に周知する。 <p>③建設機械の稼働による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努める。 ・ 工事工程の平準化及び稼働の効率化に努める。 ・ アイドリングストップを周知・徹底するため、工事区域内に看板等を設置し、運転者への注意喚起を行う。 ・ 今後の工事計画の詳細検討において可能な限り建設機械の台数を削減するよう努める。 ・ 適切な工程管理を行い、万が一、問題が発生した場合には関係者と協議のうえ、適切な対策等を検討・実施する。 ・ 朝礼及び新規入場者教育等における教育の中で、環境保全措置の内容を工事関係者に周知する。

表8-1(2) 環境保全措置

項 目		環境保全措置
大気質 (つづき)	施設の存在 及び 施設の供用	<p>④施設の供用による大気質への影響（二酸化窒素）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質の排出量低減のため、可能な限り低NO_x型でエネルギー効率の高い機器の導入に努める。 ・熱源施設の整備・点検を徹底する。 <p>⑤自動車の走行による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者に対して、掲示板、張り紙等により、公共交通機関の利用を促す。 ・計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す。 ・施設関連車両の走行に伴う周辺への影響の低減について、環境意識の向上を図るため、施設搬入車両やテナントに対して可能な限り燃費性能が優れる等の大気汚染物質の排出に配慮した低公害な車両の利用に努めるよう啓発文章を配布する。
騒音	工事の実施	<p>①工事用資材等の搬出入による道路交通騒音の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の運行が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化に努める。 ・工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、計画的な運行により影響の低減を図る。 ・アイドリングストップを周知・徹底するため、工事区域内に看板等を設置し、運転者への注意喚起を行う。 ・今後の工事計画の詳細検討において可能な限り工事用車両の台数を削減するよう努める。 ・適切な工程管理を行い、万が一、問題が発生した場合には関係者と協議のうえ、適切な対策等を検討・実施する。 ・工事区域周辺においては道路状況に応じて低速走行するなど影響の低減に努めるとともに、多くの歩行者の往来がある地区であるため、工事用車両の走行においては歩行者の安全を確保する。 ・朝礼及び新規入場者教育等における教育の中で、環境保全措置の内容を工事関係者に周知する。 <p>②建設機械の稼働による建設作業騒音の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型建設機械の使用に努める。 ・工事工程の平準化及び稼働の効率化に努める。 ・工事区域の外周に防音壁を兼ねた鋼製仮囲い（高さ約3m）を設置し、騒音の低減に努める。 ・低騒音工法の選択、建設機械の配置への配慮等の適切な工事方法の採用に努める。 ・アイドリングストップを周知・徹底するため、敷地内に看板等を設置し、運転者への注意喚起を行う。 ・今後の工事計画の詳細検討において可能な限り建設機械の台数を削減するよう努める。 ・適切な工程管理を行い、万が一、問題が発生した場合には関係者と協議のうえ、適切な対策等を検討・実施する。 ・朝礼及び新規入場者教育等における教育の中で、環境保全措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。

表8-1(3) 環境保全措置

項目	環境保全措置
騒音 (つづき)	<p>③施設の供用による設備騒音の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備騒音の影響低減のため、可能な限り低騒音型の設備機器の導入に努める。 ・設備機器の整備・点検を徹底する。 ・設備機器を設置する際には目隠し壁を設置する。 ・必要に応じて防音壁の設置等の対策を行う。 <p>④自動車の走行による道路交通騒音の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者に対して、掲示板、張り紙等により、公共交通機関の利用を促す。 ・計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す。 ・施設関連車両の走行に伴う周辺への影響の低減について、環境意識の向上を図るため、施設搬入車両やテナントに対して可能な限り走行騒音の低減効果も期待される低公害な車両の利用に努めるよう啓発文章を配布する。
振動	<p>①工事用資材等の搬出入による道路交通振動の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の運行が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化に努める。 ・工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、計画的な運行により影響の低減を図る。 ・アイドリングストップを周知・徹底するため、工事区域内に看板等を設置し、運転者への注意喚起を行う。 ・今後の工事計画の詳細検討において可能な限り工事用車両の台数を削減するよう努める。 ・適切な工程管理を行い、万が一、問題が発生した場合には関係者と協議のうえ、適切な対策等を検討・実施する。 ・工事区域周辺においては道路状況に応じて低速走行するなど影響の低減に努めるとともに、多くの歩行者の往来がある地区であるため、工事用車両の走行においては歩行者の安全を確保する。 ・工事の実施において覆工板を設置する際は、がたつき・跳ね上がり等に配慮するよう工事関係者間で共有するとともに、工事計画において出入口の段差を極力少なくするなどの検討を行い、工事用資材の搬出等の際に工事用車両の通行に伴う振動発生を低減に努める。 ・朝礼及び新規入場者教育等における教育の中で、環境保全措置の内容を工事関係者に周知する。 <p>②建設機械の稼働による建設作業振動の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事工程の平準化及び稼働の効率化に努める。 ・低振動工法の選択、建設機械の配置への配慮等の適切な工事方法の採用に努める。 ・アイドリングストップを周知・徹底するため、敷地内に看板等を設置し、運転者への注意喚起を行う。 ・今後の工事計画の詳細検討において可能な限り建設機械の台数を削減するよう努める。 ・適切な工程管理を行い、万が一、問題が発生した場合には関係者と協議のうえ、適切な対策等を検討・実施する。 ・朝礼及び新規入場者教育等における教育の中で、環境保全措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。

表8-1(4) 環境保全措置

項 目		環境保全措置
振動 (つづき)	施設の存在 及び 施設の供用	③自動車の走行による道路交通振動の影響 ・施設利用者に対して、掲示板、張り紙等により、公共交通機関の利用を促す。 ・計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す。
土壌汚染	工事の実施	①土壌汚染の影響の程度 ・工事に先立ち、「土壌汚染対策法」第4条に基づく諸届出、手続を実施し、土壌汚染が確認された場合は適切に対応する。
日照障害	施設の存在 及び 施設の供用	①建築物の存在による日影の状況 ・高層棟を南棟・北棟の2棟に分棟し、外壁面が連なる長大な壁面構成とならないよう工夫することで、長時間日影になる地域が少なくなるよう配慮する。 ・低層棟と高層棟を分節し、高層棟を国道54号(鯉城通り)から後退して配置することにより、周辺への日影の影響を可能な限り小さくするよう配慮する。
電波障害	施設の存在 及び 施設の供用	①建築物の存在による電波障害の程度 ・計画建築物に起因して新たなテレビ電波の受信障害が発生した場合は、受信状況に応じて適切な障害対策を実施する。 ・工事中に高所に設置されるタワークレーンについては、未使用時には電波到来方向を考慮し、障害の起こりにくい方向にブームを配置する。 ・テレビ電波の受信障害について迅速かつ適切な対策を図るため、地上躯体工事前までに問合せ窓口を設置する。
風害	施設の存在 及び 施設の供用	①建築物の存在による地表風の風向・風速の変化の程度及び変化する範囲 ・低層棟と高層棟を分節(二段構成)するとともに、高層棟を南棟と北棟の2棟に分棟することで、高層棟による吹きおろしが計画地近傍に及ぼす影響を低減するよう配慮する。

表8-1(5) 環境保全措置

項 目	環境保全措置
<p>景観 施設の存在 及び 施設の供用</p>	<p>①地域景観の特性の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域景観においては、計画地の西側の一部は「広島市景観計画」の「E地区」に位置しており、平和記念公園からの眺望に配慮する必要がある地区として「広島市景観計画」に示されている形態及び色彩の基準に配慮する。 ・眺望景観においては、高層棟は「一般地区」に位置する北棟においても、平和記念公園からの眺望に配慮するため、「E地区」相当の基準に応じた形態や設えを検討し、周辺建築物と連携した都市景観の形成を目指す。 ・沿道景観においては、周辺への圧迫感の軽減や周辺の都市景観との調和に努めるために既存の街並みとの連続性に配慮する。 ・「楕円形の都心づくり」の西の核、紙屋町・八丁堀地区におけるランドマークの一つとして周辺建築物と連携し、品格のある雰囲気と新たな都市景観の形成をめざすとともに、低層棟は広島本通商店街がこれまで担ってきた歴史性や地域性を考慮しながら、地域の人々に親しまれるようヒューマンスケールや色彩等に配慮し、にぎわいや楽しさを演出しつつ地域の顔としてふさわしい魅力的な空間の創出や居心地よく歩きたくなるような街並み景観づくりを目指す。 <p>②主要な眺望点からの眺望の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和記念公園等やりバーフロント地区、遠景域の眺望地点等からの眺望に配慮するため、高層棟を南棟・北棟の2棟の分棟とすることで外壁面が連なる長大な壁面構成とならないよう工夫する。 ・眺望への配慮として、高層棟の角部を面取りすることによって斜めから見た際の建物幅の見え方に配慮するとともに、2棟に分棟することによって北棟と南棟が異なる形態とならないよう配慮する。 ・周辺への圧迫感の軽減に配慮するため、低層棟と高層棟を分節し、高層棟を国道54号（鯉城通り）から後退して配置する。 ・周辺の都市景観との調和に努めるため、多くの人通りで賑わう国道54号（鯉城通り）や広島本通商店街に面している低層棟については、既存の街並みと連続性のある沿道景観の形成に配慮する。 ・原爆ドームのバッファゾーンに隣接する地区であることに配慮し、「広島市景観計画」に示される景観形成の方針や形態の基準、高明度・低彩度を基調とする色彩の基準等を踏まえ、世界遺産の背景としてふさわしい計画建築物となるよう検討する。 ・低層棟の屋上広場など可能な限り緑化に努めることで、潤いのある景観の形成に配慮する。

表8-1(6) 環境保全措置

項目	環境保全措置
<p>廃棄物等</p> <p>工事の実施</p>	<p>①工事により発生する廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月、法律第104号)等の関係法令に基づき、発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。 ・再生骨材等のリサイクル製品の使用を検討するとともに、可能な限り再資源化を図るため、場内での分別の徹底に取り組む。 ・廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を講じる。 <p>②工事により発生する残土の量及びその処理・処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残土の搬出を行う場合は、搬出先として、他工事での有効利用、同一施工会社内他現場での有効利用を図る。残土処分場に搬出する場合は、関係部局の指導を受け、搬出先を選定する計画である。
<p>温室効果ガス等</p> <p>施設の存在及び施設の供用</p>	<p>③施設の供用により発生する廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(昭和47年3月、市条例第19号)、「共同住宅等建築物におけるごみ収集施設設置要綱」(広島市)等に基づき、家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物はそれぞれ1階に設置する廃棄物保管場所に分別集積・保管する。事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は業者委託により収集・処理を行う。 ・ごみの発生抑制・減量化・再資源化に取り組むことで環境負荷低減に配慮する。発生抑制に向けては、環境意識の向上を図るため、施設運営の中で入居テナントに対して啓発文章の配布等を行うとともに、居住者に対して啓発活動を行う。減量化に向けては、排出量を削減するため、店舗の廃棄物(飲食店の生ごみなど)の処分費用に対する従量制の導入について今後、関係者と協議を行うとともに、住宅へのディスプレイの導入検討を行う。再資源化に向けては、ごみの分別の徹底を図るため、入居テナントもしくは共用部へのリサイクルボックスや分別ボックスの設置を検討するとともに、住宅の廃棄物の種別に応じた保管場所の明示を行う。 <p>①施設の供用による二酸化炭素の排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出量削減に向けては、「ZEB設計ガイドライン」((一社)環境共創イニシアチブホームページ)を踏まえた、計画建築物の外皮性能の向上や自然換気などのパッシブ手法と、空調・電気設備における高効率熱源や高効率照明等の導入などのアクティブ手法を組み合わせることで市街地再開発事業としての事業性を考慮しながら省エネルギー性能の向上に取り組む。 ・施設計画の取り組みと合わせて、BEMSの導入によるエネルギーマネジメントといった施設運営における取り組みも検討する。 ・低層棟の屋上広場など可能な限り緑化に努めることにより、環境負荷低減に取り組む。 ・2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す国の方針や「広島市地球温暖化対策実行計画」(令和5年3月、広島市)の長期目標の実現に向けては、発電分野における二酸化炭素排出量の削減など地域全体での取り組みが必要な対策もあるが、施設計画・運営においては引き続き事業の脱炭素化やエネルギー消費量の低減に向けた検討、最新動向を踏まえた再生可能エネルギーの導入検討を行うなど、地球温暖化対策の推進に努める。